

鳥取縣公報

昭和十七年九月十一日
第千三百六十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 縣令	一頁
● 物資配給等取締規則	一頁
● 乳幼児体力検査規程	二頁
○ 條 例	
● 鳥取縣金屬材料試驗手續料條例	六頁
● 鳥取縣工作機械器具精度検査手續料條例	七頁
○ 告 示	
● 鳥取縣金屬材料試驗規則	七頁
● 鳥取縣工作機械精度検査規則	九頁
● 薪ノ最高販賣價格改正	二頁
● 縣參事會議決豫算要領	二頁
● 公有水面埋立免許	二頁
○ 彙 報	
● 結核を撲滅せよ	四頁
● 青壯年國民登錄に就て	七頁
● 青少年團戰時實踐指針	九頁

縣 令

◆鳥取縣令第六十六號

物資配給等取締規則左ノ通定ム

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

物資配給等取締規則

第一條 物資ノ割當、配給又ハ規格ノ査定ニ從事スル者其ノ事務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ五拾圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 物資ノ配給ニ關シ官公署若ハ法人其ノ他團體ニ對シ不實ノ申告ヲ爲シタル者

二 人頭異動、業態ノ變更、休止其ノ他配給ノ基準又ハ數量ニ變更ヲ來スベキ事由アリタルニ拘ラズ必要ナル手續ヲ爲サズ因テ不當ニ物資ノ配給ヲ受ケタル者

記載注意

- 一、百分率ハ市町村ニ於テハ記入セザルコト
- 二、該當乳幼児欄ノイニハ昭和十六年度出生児名簿登録數ヲ(ロ)欄ニハ昭和十七年度出生児名簿登録數ヲ記入スルコト
- 三、第一回検査ノイ行受檢乳幼児數欄ニハ昭和十六年度出生児中ノ一齊検査ヲ受タル數ヲ記入シ(ロ)行ニハ昭和十七年度出生児ニシテ第一回ノ検査ヲ受ケタル乳幼児數ヲ記入スルモノトス
- 四、要注意乳幼児數中疾病及榮養ノ双方ニ付キ注意ヲ要スルモノハ疾病ノ欄ノミニ加算シ榮養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト

第五號様式

昭和	年月日	施行	郡市	町長	名	團
乳幼児体力検査結果報告						
實數	母乳榮養	混合榮養	人工榮養	總數		
總數ニ對スル百分率						

記載注意

- (一) 百分率ハ市町村ニ於テハ記入セザルコト
- (二) 本調査ハ検査ニ際シ滿七ヶ月迄ノ乳兒ニ付調査シタルモノ、結果ヲ集計スルコト
- (三) 母乳榮養欄ニハ母乳又ハ貰ヒ乳等ノ乳ニ依リ哺育セラレ、人員ノミヲ記入スルコト
- (四) 混合榮養欄ニハ母乳ト牛乳、乳製品、(全粉乳、調製粉乳、煉乳) 山羊乳、重湯、穀粉ヲ併用スルモノ、ミヲ記入スルコト
- (五) 人工榮養欄ニハ牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)、重湯、穀粉其ノ他ノモノニヨリ哺育サレツ、アル乳幼児ノ人員ヲ計上シ記入セザルモノノ乳汁ヲ與フルモノハ記入セザルコト

鳥取縣公報 第千三百六十七號

鳥取縣條例第九號

鳥取縣金屬材料試驗手續料條例左ノ通定ム

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣金屬材料試驗手續料條例

第一條 金屬材料試驗規則ニ依リ試驗ヲ申請セントスル者ハ左ノ

鳥取縣公報 第千三百六十七號

昭和十七年九月十一日

(第三種郵便物認可)

七

鳥取縣公報 第千三百六十七號

<

鳥取縣金屬材料試驗規則

- 第一條 本縣下ノ鐵工業ニ必要ナル金屬材料ノ試驗ハ本規則ノ定ムル所ニヨリ之ヲ行フ
- 第二條 鳥取縣金屬材料試驗所ヲ鳥取縣立機械工養成所内ニ置ク
- 第三條 金屬材料試驗ハ日本標準規格ニ依リ金屬材料ノ性能ニ付引張、壓縮、屈曲、衝擊、硬度、水壓其ノ他ノ試驗ヲ行フ但シ特ニ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 金屬材料試驗ヲ受ケントスル者(以下單ニ受驗者ト稱ス)ハ別記様式ニ依ル申請書ニ現品ヲ添ヘ鳥取縣金屬材料試驗所ニ提出スベシ
- 第五條 受驗者ハ鳥取縣金屬材料試驗手数料條例ニ依リ試驗手数料ヲ納付スベシ
- 第六條 受驗者ニシテ試驗遂行ニ必要ナル指示ニ從ハザルトキハ試驗ヲ拒絕シ又ハ中止スルコトアルベシ
- 第七條 試驗ヲ終了シタルトキハ受驗者ニ試驗成績表ヲ交付ス
- 第八條 受驗者ノ提出セル試驗材料ニ付天災、火災其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ生ジタル損害ニ對シテハ縣ハ之ガ賠償ノ責ニ任ゼズ
- 第九條 受驗者其ノ提出セル試驗材料ノ還付ヲ希望スル場合還付ニ要スル費用ハ受驗者ノ負擔トス

第十條 鳥取縣金屬材料試驗所以外ノ施設ニ於テ行フ金屬材料試驗ニ付テハ本規則ヲ準用スルモノトス

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式

金屬材料試驗申請書

- 一、試驗ノ種類
 - 二、試験片ノ數量
 - 三、試験片番號
 - 四、試験片材質及名稱
 - 五、試験希望月日
 - 六、試験手数料
- 右金屬材料試驗相願度此段及申請候也

年 月 日

所屬組合名

住 所

氏 名

鳥取縣知事

殿

印

鳥取縣告示第六百一號

鳥取縣工作機械精度檢査規則左ノ通定ム

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣工作機械精度檢査規則

- 第一條 本縣下ノ工作機械器具ノ精度檢査(以下單ニ精度檢査ト稱ス)ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
 - 第二條 鳥取縣工作機械精度檢定所ヲ鳥取縣立機械工養成所内ニ置ク
 - 第三條 精度檢査ハ臨時日本標準規格ニ依リ金屬工作機械及器具ノ性能ニ付之ヲ行フ但シ特別ノ必要アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 第四條 精度檢査ヲ受ケントスル者(以下單ニ受驗者ト稱ス)ハ別記様式ニ依ル申請書ヲ鳥取縣工作機械精度檢定所ニ提出スベシ
 - 第五條 受驗者ハ鳥取縣工作機械器具精度檢査手数料條例ニ依リ檢査手数料ヲ納付スベシ
 - 第六條 受驗者ハ工作機械器具ノ檢査ニ立會シ檢査係員ノ指示ニ從フベシ
- 檢査係員檢査ノ爲必要ト認ムルトキハ受驗者ヲシテ機械器具又

ハ勞務ヲ提供セシムルコトアルベシ

受驗者前各項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ檢査ヲ拒絕シ又ハ中止スルコトアルベシ

第七條 檢査ヲ終了シタルトキハ受驗者ニ檢査成績表ヲ交付ス

第八條 受驗者ハ檢査成績表ニ依リ指示セラレタル不備ノ箇所ハ受驗後三ヶ月以内ニ之ヲ修整シ更ニ檢査ヲ受クベシ

第九條 檢査ニ合格セルモノニハ合格證ヲ交付ス

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式

工作機械器具精度檢査申請書

- 一、機械器具ノ種類
 - 二、同 數 量
 - 三、同 設置場所
 - 四、檢査希望月日
 - 五、檢査手数料
- 右精度檢査相願度此段及申請候也

昭和 年 月 日

所屬組合名

01059

鳥取縣知事

住 所
氏 名 殿

鳥取縣告示第六百二號

昭和十七年三月二十七日鳥取縣告示第五百一十一號(新ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

堅新ノ項ノ末尾ニ夫々左ノ項ヲ加フ

堅新 二尺二寸以上 二尺五寸以上 同、三六〇、四〇〇、四三〇

雜新 二尺二寸以上 二尺五寸以上 同、三〇〇、三五〇、三七〇

堅新ノ項中

同 三尺以上 同 同、五八〇、一、一〇〇

同 三尺以上 同 同、五〇〇、五八〇、五九〇

雜新ノ項中

同 三尺以上 同 同、五〇五、一、一〇〇

同 三尺以上 同 同、四二〇、五〇五、五一〇

松新ノ項中

同 三尺以上 二尺五寸以上 同、三六五、一、一〇〇

同 三尺以上 二尺五寸以上 同、三二〇、三六五、三八〇
改ム

鳥取縣告示第六百三號

昭和十七年八月二十九日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算並同年度特別會計中小商工業金融施設費歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算

歳 入

△印減高

經 常 部

第四款 地方分與稅

六四、八二五

第二款 配付稅

六四、八二五

第八款 國庫下渡金

六三六

第一款 警察費下渡金

六三六

第九款 雜收入

四、五二〇

第六項 物品賣拂代

四、五二〇

歳入經常部

六九、九八一

臨 時 部

01060

第一款 繰越金

第一項 前年度繰越金 一、三七〇

第二款 國庫補助金

第三項 教育費補助金 一五二、七三八

第四項 衛生費補助金 二、一八〇

第五項 勸業費補助金 九、八八〇

第六項 社會事業費補助金 一三七、九一〇

第七項 社會事業費補助金 二、一七〇

第十項 防空費補助金 五九八

第三款 寄附金

第三項 勸業費寄附金 一四五、〇三九

第七項 地方事務所費寄附金 六六、七九八

第七款 立替金 七八、二四一

第八款 縣債

第一項 農業水利改良事業費立替金 五一、九六〇

第一項 縣債 六四二、〇〇〇

歳入臨時部計 六四二、〇〇〇

歳 入 九九三、一〇七

經常部 一、〇六三、〇八八

第二款 會議費

第一項 會議費 三、七〇〇

第四款 警察費

第一項 俸給諸給 三、七〇〇

第二項 廳費 一、八一八

第四項 機密費 一、一〇〇

第四項 機密費 四一八

第七款 教育費

第一項 師範學校及八頭高等女學校費 二、七八〇

第九款 衛生及病院費

第二項 衛生諸費 二、七八〇

第十款 勸業費

第五項 修練農場費 九、八八〇

第十三項 商工獎勵館費 九、八八〇

第十六項 勸業諸費 九、八二七

第十六款 選舉費 六四一

第二項 縣會議員選舉費 五、九八一

第二十一款 地方事務所費 三、二〇五

第一項 俸給諸給 二八七

歳出經常部計 一五、〇〇〇

01063

專門科名 診療所所在地 氏名 指定年月日

内兒科 入頭郡西郷村大字 下田美ヶ枝 昭和十七年九月八日

内兒科 岩美郡大岩村大字 松島 宗敬 同

小兒科 大谷二五一ノ四〇

鳥取縣告示第六百七號 砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

海産物加工業 網谷林三郎

鳥取縣告示第六百八號

小鴨村土地區劃整理地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十七年九月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

結核を撲滅せよ

戦争は肺結核を激増する 特に農村の協力を希望す

(衛生課)

一、我が國の肺結核

現代の日本に於て最も重大な疾患は肺結核であるとされてゐる大東亞戦争下いよ國民体力の増強を必要とし、質的量的共に大和民族の増大を要請される時、我が國のかゝる傾向はまことに遺憾に堪えぬ處である。肺結核は昔からある傳染病であつて、我が國では以前は癆咳、又は癆症といひその後一般に肺病といはれてゐるものであつて、世界的にいへば古くは西洋紀元前の骨にも結核性疾患が認められてゐるといふことである。しかし西紀一八八二年ドイツのローベルト・コッホによつてその病原菌たる結核菌が発見されてから、その驅除豫防の方法が講ぜられて、歐米諸國では追々減少の途を辿り、最近では米國の如きは一萬人につき四・七人(昭和十四年)ドイツは五・三人(昭和十四年)イギリス

01064

は七人(昭和十二年)といふ結核死亡率にまで下つてゐるに對して、我が國では毎年十八―十九人内外といふ死亡率を示して停滞状況にあり、昭和十一年には二十人以上に達し、昭和十四年に於けるその死亡數は十五萬五千人といふ未曾有の數に達したのである。

然らば我が國の結核患者の數はどれ位であらうかといふに、罹患者の數は結核死亡者の數の十倍位あるといふ説と、二十倍とする説とあるが、今十倍とするも我が國には百五十萬人の肺患者があるわけであつて、そのうち青壯年層が百萬人を超えるのである又結核による一ケ年の經濟的損失については、昭和十一年に於て二十二億六千萬圓と推算してゐる人があつて、昭和一十一年に於て下喫緊の時局下に於て、我が國に於ける結核病が國運發展の上に甚しき障礙を與へるものであることは多言を要しない。

二、戦争と肺結核

然るに總べて戦争が續くと交戦國には各種の疾病、殊に結核の蔓延が甚しいといはれてゐる。今試に前世界大戰期の人口一萬に對する列國結核死亡率を見ると、

年次	英	伊	獨
一九一三年	一三、五	一四、九	一四、二
一九一四年	一三、六	一四、五	一三、九

三、結核と農村

農村は所謂山紫水明にして空氣清く、其處に居住する農民は古來健康を以て特色とするものである。然るに都市は空氣も汚濁してゐて病菌に接する機會も多いのであるから、こゝに移住して來る農民が自然結核菌に犯されるもの多くなつて來ることもまことにやむを得ない。

一九一五年同	一五、四	一五、八	一四、八
一九一六年同	一五、六	一六、六	一六、二
一九一七同	一六、六	一七、五	二〇、六
一九一八同	一七、三	二〇、九	二三、〇
一九一九同	二二、六	一七、三	二二、一
一九二〇	一一、五	一六、一	一五、六

もとよりこれは各國の人口減少に伴ふ結核死亡率比率の増加もあつて、絶對的なものとはいへないではあるが、戦争によつて結核の増大することは否定することが出來ぬ。即ち戦争は食糧の量的質的な低下を伴ひ、且つ生産擴充の必要から労働力は不足を生じて自然と労働の強化を來し、その結果は慢性的過勞となつて發病の原因をなすことも當然の歸決である。且つ又これと共に農民が都市工業地帯に入るることによつて、結核罹病率を増すことも考へられる。

01065

なほこゝに注目せねばならぬことは、農村人は生來結核菌に接することが少く、その身体は結核菌に對する抵抗力が低いといふことである。

健康な人体は病菌や毒素の侵入を受けると、それに對してこれに抵抗し打ち勝たうとする所謂抗菌素・抗毒素を生ずるのであるが、都會人は生れるとから度々結核菌にも接觸して軽度の結核感染をして居り、それと共に體質の中に結核菌に對する抵抗力も養はれてゐるのに較べて、そこに新しく移つて來た農村人は從來結核感染の經驗がない爲にその免疫性がなく、従つて直にこれに感染して、強くない都會人よりも寧ろ速に罹病するといふことにならるのである。

しかしてこの都會で罹患して歸郷した人達によつて持ち歸られた結核菌が、又其の抵抗力の少い農山村民に散布されて肺患者が地方に激増する例はなか／＼多數に上るのであつて、かくて都會に於ける結核はむしろ農山村に移流しつゝあるものと考えられるのである。

四、感染・發病

結核菌は呼吸と共に肺に入つて病體を作り、こゝに感染が成立するのであるが、この感染は都市生活者に於ては三十歳位までに達する間に於て大部分の人に行はれてゐて、都市の國民學校では

約四〇%、大學・專門學校・工場等では約七〇%の感染率を示してゐる。即ちツベルクリン反應によつて發赤膨脹直徑一〇種以上のものを陽性とするのであるが、都市住民に於ては殆どこの陽性反應を示すのである。尚ヨーロッパ諸國でもツベルクリン反應は九〇%位の發赤反應を示すといはれてゐる。

しかし感染はそれが直に發病ではないのであつて、感染はしてゐても身体が健康であれば克く病菌に打ち勝つて發病しないで終るが、もしこの感染期間に於て甚しい疲労とか衰弱等を來した場合、遂に發病の状態にまで進行するのであるから、この感染期間に於ては發病となるべき誘因を避けてなるべく身心の安靜に努めねばならない。よく青年子女が登山・海水浴その他激しい運動の後に發病を見ることがあるのは、この感染期に於て過度の運動の爲に身体の正調を缺いたことがその誘因となつたものであるから充分注意を要するのである。感染してから發病するまでの期間は二年以内が最も多い。

五、治療法

結核に對する特效薬及び注射薬等は現在のところ全く發見されてゐない。その治療法としては安靜・大氣・榮養が三大原則であるが、尙近來は外科治療法も行はれてゐる。

しかし結核は決して不治の病ではないのであつて、初期の間に

01066

がこゝでは極めて治り易いものであるから、成るべく早くこれを見出して正しい指導の下に治療を行ふべきである。結核ではないかと心配しながら診断を受けない如きは眞に自ら墓穴を掘るに等しいものである。

結核初期の症狀としては微熱・食欲減退・体重減少・倦怠感・肩凝り・盜汗・貧血・咳嗽・喀痰・胸痛・呼吸困難・心悸亢進等が擧げられる。又初期に咯血を以て初まる場合もあるから、咯血したからといつて必ずしも悲觀すべきではない。以上のやうな症狀を自覺した場合には速かに診察を受けて適當なる治療の道を講ぜねばならないのである。

六、豫防對策

我が國の結核豫防對策は古くは明治三十年頃から行はれてゐたものであるが、大正四年に結核療養所設置の奨励が行はれ、大正八年に初めて結核豫防法が制定せられたが、多くは感染豫防を主とせられた感があつた。

しかし前記のやうに結核防遏の爲には早期發見・早期治療が重要であるから、豫防對策はこれを主眼として行はれねばならない。即ち結核患者の家族、都會地よりの歸郷者及び會社學校工場等の集團生活者については精密なる檢診を行つて、發病を早期に發見し適正なる治療をなさしめること、醫師の結核豫防法による届

出が徹底的に行はれることが大切である。

又政府、縣其の他の施設としては結核療養所、健康相談所、保健所等が設けられてゐるが、なほ少數であることは遺憾である。

本縣には智頭保健所を始め縣衛生課内、倉吉細菌檢査所内、米子縣立診療所内に各々健康相談所が設置されてゐるから、充分これを利用して時局下國民健康保持に努め、不名譽なる結核國の名を脱却して東亞共榮圈の推進國たるに恥ぢぬ健康國をつくることに邁進せねばならぬのである。

青壯年國民登錄に就て

—登錄を怠ると處罰せられる—

(職業課)

大東亞戰爭に勝ち抜くためには、國民の一人々々が其の働く能力を最大限に發揮することが最も緊要である。

そこで政府では、全國青壯年の「働ける力」を豫め調査して置き、一朝有事の際には何時でも御國のために役立ち得るやうにするために、此の「青壯年國民登錄」を行ふことになつた。

斯様な大變重要な意義を持つてゐる登錄であるから、一人でも

登録簿があつては國家に對して申請しないのである。

尚ほ此の登録は國家總動員法第二十一條の規定に依つて行はれるのであつて、登録を怠つたりすると同法に依つて處罰されることがあるから、登録票が配布されたら記載例其の他の注意事項をよく讀んで間違ひのないやうに注意し、猶分らない點があるならば勞務動態調査員、又は部落會長、若しくは町内會長、最寄の國民職業指導所、市役所、町村役場等に問合せらるべし。

一 登録の時期と其の期限

九月三十日現在で十月十日までに登録すること。

一 登録票の提出

勞務動態調査員、又は部落會長、若しくは町内會長が登録票用紙を届けることになつてゐるから、要申告者は記載例や注意事項をよく讀んで書き洩れのないやうに記入し、十月十日までに勞務動態調査員、又は部落會長、若しくは町内會長が集めに來るから其の時に渡すのである。若し期限までに渡すことが出來なかつた時は、居住地の市町村長を経て所轄の國民職業指導所へ出すのである。

一 要申告者

男子は満十六歳以上満四十歳未満の者(明治三十五年十月二

日より大正十五年十月一日までに生れた者)但し次の者は此の登録をする必要はない。

イ、職業能力申告手帳を持つてゐる者

ロ、國民勞務手帳を持つてゐる者

ハ、兵役法第四十一條の規定に依つて徴兵猶豫を受ける學校に在學してゐる者、即ち中學校、師範學校、實業學校、

(國民學校卒業を入学程度とする修業年限五年又は之と同年以上のものに限る)高等學校、大學豫科、專門學校高等師範學校、大學各部、臨時教員養成所、實業學校教員養成所及び青年學校教員養成所(但し研究科、選科等の別科を除く)

ニ、國民職業能力申告令第十一條に該當する者、即ち軍人

で現役中の者(歸休者を除く)應召中の者、兵籍に編入された陸海軍學生々徒(海軍豫備練習生及び海軍豫備補習生を含む)軍屬、徴用中の者、醫師、齒科醫師、藥劑師、獸醫師、獸醫手、及び獸醫師、獸醫手の免許を受ける資格のある者、船員法の船員

女子は満十六歳以上満二十五歳未満の獨身者(大正六年十月二日より大正十五年十月一日までに生れた者)但し次の者は此の登録をする必要はない。

イ、大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校

(專門學校入學者檢定規程第十一條に依る指定學校を含む)

ロ、實業學校、盲學校、聾聵學校、臨時教員養成所、

實業學校教員養成所、又は女子學習院等に在學してゐる

者(但し洋裁、染織、タイピスト等の學校で實業學校

令に依らない私立學校に在學する者は登録せねばなら

ぬ。)

ロ、醫師、齒科醫師、藥劑師、免許を受けた看護婦等。

一 異動報告と登録濟證の保管

登録した人で入營、應召したり又は住所が變つた時は、登録濟證に書いてある國民職業指導所長へ速に其の旨を届けなければならぬ。併し女子は其の必要はない。尚ほ登録濟證は右の異動報告をする時、又は國民職業指導所から提示を求められた時に必要であるから一年間大切に保管しなければならぬ

青少年團戰時實踐指針

(社會教育課)

國運ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情

成ヌルニ島メモトラ望ム
之は長くも大日本青少年團に對し下賜した命令である。此の命令にもある如く、國運の基礎は次代を荷つて立つ青少年にあるのであつて、全く青少年は國の中堅であり、皇軍兵力の兵站基地なのである。

かるが故にこそ、青少年たるものは戰時下必勝の信念を堅持し、國土防衛に挺身し、職域奉公に邁進し、身心を積極的に鍛鍊して聖旨に應へ奉らねばならぬのである。此處に於て縣では次の如き「青少年團戰時實踐指針」を掲げ、縣下青少年をして之を強力に實踐せしめることとなつた。

青少年團戰時實踐指針

一、必勝信念を堅持せよ

悠久二千六百餘年の光輝ある歴史を有し、百戰百勝曾て敗れざる皇國の成跡に顧み、聖戰如何に長期に亘り苦難如何に重疊するも、一死報國の信念をもつて勝たずば斷じて己むべからずの志氣を振作して聖戰の完遂を期すべし。

一、國土防衛に挺身せよ

祖孫一體同胞一如の大和民族發展の本源たる神州の地、斷じて汚さしむべからず。而してこの國土を愛護し御稜威の下國威を

入紘に宣揚せんことを期し縦へ如何なる事態に直面すとも常に毅然たる態度を持ち、流言に迷はされず、蜚語に乗ぜられず國土防衛の大任を全うすべし。

一、職域奉公に邁進せよ

我が青少年團員は將兵の戰場に命を捧ぐるが如く職務に命を捧げて職域奉公の誠を驗すべきなり。特にこの重大なる時局に際し軍需品、食糧、生活必需品等の増産に率先挺身して第一線將兵をして後顧の憂ひなからしむるのみならず、更に進んでその志氣の鼓舞に努め銃後戦線の強化に全力を傾倒すべし。

一、身心を積極的に鍛練せよ

青少年は皇軍兵力の兵站基地なり。蓋し體力を増進し、家を齊へ良壯丁を送出するは本團の重要なる任務なり。特にこの戦時下に於ては如何なる青少年たりとも直に銃を執りて君國に報ずる資質を涵養せざるべからず。これが爲には青少年團員の身心を積極的に鍛練陶冶すべし。

◎ 週報・寫眞週報掲載内容

▲ 週報

○大東亞戦争と滿洲國

○滿洲開拓第二期計畫

昭和十七年九月十一日印刷
昭和十七年九月十一日發行

○修業年限の短縮について

○大東亞省の設置

○生産擴充と司法保護

○最近の國際情勢

▲ 寫眞週報

○感狀上聞に達したわが工兵魂を磨く陸軍工兵學校の壯烈極まる各種訓練—千葉縣松戸

○臺灣から比島へ軍役奉仕隊來る

○超滿員の日本語講習會—マニラ

○滿洲國建國十周年の今日とあの頃慶祝國民動員大會と新京十年の變貌

○兵隊さんの書いた小説「マレーの俘虜」(三)

○技能日本一の輝く胸元に總裁賞を授ける東條總理

○司法保護記念日を前に増産報國に努める刑餘の人々—水戸共榮報恩會

○國民學校と傳書鳩—大阪

その他

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所